

## 東日本大震災復興支援委員会設置要綱

〔平成 26 年 10 月 3 日  
日本学術会議第 203 回幹事会決定〕

改正 平成 26 年 10 月 23 日日本学術会議第 204 回幹事会決定

改正 平成 27 年 8 月 28 日日本学術会議第 217 回幹事会決定

### (設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、東日本大震災復興支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第 2 委員会は、東日本大震災からの復興及び福島第一原子力発電所事故への対応に関する事項などを審議する。

### (組織)

第 3 委員会は、会長、副会長、各部の役員及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

### (分科会)

第 4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会等	調査審議事項	構成	設置期限
エネルギー供給問題 検討分科会	個々の再生可能エネルギーの 審議に関すること	会長、会長の指名す る副会長及び会員 又は連携会員 20 名 以内	平成 29 年 9 月 30 日
汚染水問題対応検討 分科会	東京電力福島第一原子力発電 所の汚染水問題への対応に関 すること	会長、会長が指名す る副会長及び会員 又は連携会員 20 名 以内	平成 29 年 9 月 30 日

原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会	低線量放射線被ばくの影響に関する評価、放射線影響並びに事故の影響の長期把握のための健康調査のあり方、原発事故後の健康管理並びに医療体制のあり方等に関すること	会長、会長の指名する副会長及び会員又は連携会員 20 名以内	平成 29 年 9 月 30 日
---	--	--------------------------------	------------------

(設置期限)

第 5 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。